

## 練馬区立大泉第六小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 本校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。

いじめはどの学校にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

### 2 対策方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、学校であるとの強い決意と高い指導力で日々指導にあたる。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、教育委員会との連携を強化するとともに、関係機関との連携を深める。

### 3 学校の取組

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

##### ① いじめ防止基本方針の策定

○学校いじめ防止基本方針を実現するための具体的な取組や年間指導計画の作成および実行、検証等を行う。

##### ② 組織の設置

○「いじめ防止委員会」を設置し、実態把握と対応方針等のいじめ問題への効果的な対策について検討する。

#### (2) いじめの防止

##### ① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

○道徳教育の推進およびコミュニケーション能力の育成を行う。

○情報モラル教育の充実を図る。

○体験活動を充実させる。

○自尊感情や自己肯定感の育成を行う。

##### ② 児童の主体的な活動の促進

○ふれあい月間中、児童会が中心となっていじめ防止に関する活動を行う。

##### ③ 教職員の指導力の向上

○いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上に努める。

○教職員の不適切な行為や体罰に関する研修を行う。

○情報モラルに関する指導力の向上を図る。

#### (3) いじめの早期発見・早期対処

##### ① 定期的ないじめの実態把握

○月1回のいじめアンケートを実施して実態を把握する。

○教職員の観察による実態把握を行い、いじめやいじめを助長する行為に対して意識を高く保持するように努める。

##### ② 教育相談の充実

○年3回の教育相談日の他に、日常的に保護者の相談に応じる。

○スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携を深め、児童の情報を共有する。

○スクールカウンセラーとの関わりの場を設定するため、5年生全員の面接を行う。

③ 保護者・地域との連携強化及び啓発の促進

○いじめの実態や学校の方針等を発信し、共有に努める。

○情報モラル講習会を開催し、保護者への啓発を行う。

(4) いじめへの対処

① いじめられる側の児童への支援

○いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聴取する。

○保護者と一体となり、支援を行う。

② いじめる側の児童への実効性のある指導

○いじめる側の児童に対しては、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした指導を徹底する。

○いじめの背景をとらえ、いじめる側の児童の安全・安心・健全な人格の発達に考慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。

○いじめる側の保護者と一体となり、いじめの改善に努める。

③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

○いじめの周囲の児童には、見えて見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであることを理解させるとともに、誰かにいじめを伝える勇気をもつよう伝えていく。

④ 学校組織全体でのいじめへの対処

○平素からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図ることで、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、組織で情報を共有して対応する。

○いじめを把握した場合、「いじめ防止委員会」を中心とし、対応にあたる。

○いじめであるかどうかの判断は「いじめ防止委員会」等で行い、対応の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童の保護者との連携を十分に図る。

⑤ 重大事態への対処

○重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、事実関係を明確にするための調査を行う。

○必要に応じて、保護者・地域・関係機関に適切な情報提供を行い、協力を依頼する。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

○いじめられる側の児童を守るため、保護者と相談して早期に対応策を講じる。

○いじめる側の児童への指導については、事実確認を行った上、適切に指導する。

○いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。

⑦ 校種間および関係機関との一層の連携

○卒業時における的確な情報伝達を行う。

○主任児童委員・子ども家庭支援センター・警察等との情報共有を行う。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

○「いじめ防止委員会」が機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。

○定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、いじめ問題に取り組むようにする。

○学校評価等を基に改善する。

4 附則

附則（平成 26 年 4 月 3 0 日付け 第 3 0 号）

この「学校いじめ防止基本方針」は平成 26 年 5 月 1 日から施行する。